（平成二十八年熊本地震に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の表の規定に準じて算定した額。この場合において、同表中「二三、五〇〇円」とあるのは「三〇、〇〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年熊本地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件）により告示した団体にあつては、二八、六〇〇円）」と、「一六九、四〇〇円」とあるのは「一六九、四〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、四一、〇〇〇円）」と、「八四、八〇〇円」とあるのは「八四、八〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二二、五〇〇円）」と読み替えるものとする。

二　前号の市町村について、平成二十八年熊本地震の災害救助関係経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　平成二十八年十月三十一日までに平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・二を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

3　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号二の表及び同項第一号ロの表第一号の規定は、第一項第一号の市町村については、適用しない。

4　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの表第六号及び同項第一号ロの表第三号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の特別交付税から適用する。